議案第５７号

奈良簡易裁判所への調停申立て等について

大和都市計画道路事業３・４・４０３号勾田櫟本線道路予定地占拠者に対し、物件の収去及び土地の明渡しを求める民事調停を次のとおり奈良簡易裁判所に申請するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年９月８日提出

天理市長　並　河　　健

１　調停の概要

（１）　相手方の住所及び氏名

[redacted]

（２）　申立ての趣旨

相手方は、本市が施行する大和都市計画道路事業３・４・４０３号勾田櫟本線道路予定地として本市が所有している土地上に倉庫等の物件を建て、長期に土地を占用し続けており、相手方が立ち退かないため、当該都市計画道路を開設できないでいる。

よって相手方に対し、物件の収去及び土地の明渡しを求め、調停を申し立てる。

２　前記調停において目的を達成することができず、又は必要があるときは、奈良地方裁判所に対し、道路予定地明渡請求訴訟を提起することができる。